

参加規約

一般社団法人ウェルカムジャパン（以下「W J」という。）の活動に参加される際には、本規約をよくお読みになり、その内容に同意の上でご参加下さい。

第1条【目的】

本規約は、W Jの活動に参加する全ての参加者が遵守すべき事項を定めるものです。

第2条【W Jの成果等について】

- 1 参加者のW Jにおける活動により生じた一切のノウハウ、アイデア、手法、その他の情報、提供される教材、書籍およびビデオその他一切の著作物の著作権及び商標権その他一切の権利・成果は原則としてW Jに帰属します。ただし、参加者とW Jが別途協議し、書面を作成した場合、参加者に権利・成果の帰属をさせることができます。
- 2 参加者は、W Jの活動内容を参加者個人の私的利用の範囲内で使用し、第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。
- 3 参加者は、別途W Jが明示的に許可する場合を除き、録音、録画、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、その内容を記録することはできないものとします。
- 4 参加者は、W Jの活動に参加するに際して、他の参加者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。ただし、W Jは、参加者による他の参加者の個人情報の取扱に関して一切の責任を負わないものとします。
- 5 参加者は、W Jにおける活動の過程で開示をした資料、情報について、開示を望まない場合、機密である旨をW Jに対し、書面または電磁的な方法にて示していただく必要があります。なお、W Jは機密とされた情報については開示者の事前の承諾なく公表しません。また、機密とされた情報を参加者が第三者へ漏えい・提供することも厳に禁じるものとします。ただし、W Jは、参加者による機密情報の漏えい・提供に関して一切の責任を負わないものとします。

第3条【運営】

W Jの活動は以下のとおり行います

- 1 W Jの活動は原則非公開とします。ただし、W Jが必要と判断した場合には、全て又は一部を公開とする場合があります。
- 2 W Jはその活動の成果・資料を、ホームページ等により公表することがあります。

第4条【参加要件】

W Jへの参加は、以下の要件を満たす方に認められます。

- (1) W Jまたは理事会に参加が認められた者
- (2) 以下の表明保証に違反しない者
 - ① 参加者はW Jに対し、次の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。
 - ア 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはその他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、過去5年以内にこれに該当したことがなく、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - イ 自らの役員が反社会的勢力に該当せず、過去5年以内にこれに該当したことがなく、かつ、将来にわたっても該当しないこと
 - ウ 反社会的勢力に自己の名義を利用させて参加するものでないこと
 - エ 反社会的勢力との間に、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - オ 反社会的勢力との間に、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - カ 反社会的勢力との間に、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さず、かつ、将来にわたっても有さないこと
 - ② 参加者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し保証するものとします。
 - ア 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてW J・他の参加者の業務・参加を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ウ 法的責任を超えた不当な要求行為

第5条【参加の取消】

W Jは、参加者が次のいずれかに該当する場合、参加を認めないことができます。

- (1) W Jの基本的な考え方や、W Jの運営の基本的な考え方に反するとW Jが判断するような行為を行ったと認められるとき。
- (2) 虚偽の情報を提供する等、他の参加者又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたとW Jが判断したとき。
- (3) 非公開あるいは機密情報とされた情報について、他の参加者及びW Jの同意なく第三者に開示、提供、譲渡、販売をしたとW Jが判断したとき。
- (4) 本規約、法令または公序良俗に反する行為をしたとW Jが判断したとき。
- (5) その他W Jが不適當であると判断したとき。

第6条【免責】

参加者に生じた損害について、W Jは故意・重過失によって生じたものを除き、その責任を負いません。

第7条【規約の改訂】

本規約は、W Jにより、必要に応じて事前の通知なく改訂する場合があることをあらかじめ御了承下さい。なお、最新の規約は、W Jホームページにおいて公表いたします。なお、当該変更規定が公表された後に、参加者がW Jの活動に参加した場合には、参加者が当該内容に同意したものとみなされ、当該変更規定は、本規約の一部を構成するものとして、参加者に適用されます。

第8条【管轄】

本規約またはW Jの活動に関する一切の紛争については、日本法に準拠して、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【附則】

2024年●月●日施行